

幼稚園・認定こども園の重要事項説明書モデル例

- 特定教育・保育施設は、利用申込者に対して、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 5 条に規定する事項を記載した「重要事項説明書」を交付して説明を行い、教育・保育の提供の開始について利用申込者の同意を得ることが必要。
- 入園内定後から実際の入園までの間に保護者説明会等の場で配布し説明する方法や、園児募集時に配布し説明する方法（その後内容に変更が生じたときは変更事項の説明が必要）等が考えられる。また、利用申込者の承諾があれば、書面ではなく、メール等でも可能。
- 重要事項説明書に記載すべき事項が募集要項その他の書類で網羅されており、当該書類をもって利用申込者に対する事前の説明及びそれに基づく同意が得られている場合には、重要事項説明書を別途作成する必要はない。
- 以下は、幼稚園及び認定こども園における重要事項説明書のモデル例を参考として提供するもの。各幼稚園・認定こども園の実情に応じて適切な内容が定められるよう留意しつつ、実際の作成に当たっていただきたい。

| 重要事項説明書 記載事項 (【 】は認定こども園の例) | 作成に当たっての 留意事項 |
|--|---|
| 1. 施設の目的及び運営の方針 ○施設の概要 名称：○○幼稚園【○○認定こども園】 所在地： ○目的 ○運営の方針 | 運営規程（運営規程で引用している学則（園則）等がある場合はその内容）をもとに概要を記載する。 （以下 8. まで同様。） |

| | |
|------------------------|---|
| 2. 提供する教育【教育・保育】の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・園としての特色のある教育・保育の内容を記載する。特に、建学の精神に基づく独自の教育方針や活動があれば記載することが望ましい。 ・食事の提供がある場合はその内容、提供方法及び食物アレルギーへの対応方針等についても記載することが望ましい。 |
| 3. 職員の職種、員数及び職務の内容 | 職員数が変動する可能性がある場合は、その旨も記載することが望ましい。 |
| 4. 教育【教育・保育】を行う日及び時間等 | 一時預かり（預かり保育）を行う場合は、一時預かり（預かり保育）の対象者、行う日及び時間についても記載することが望ましい。 |
| 5. 保育料等 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者から徴収する保育料その他の費用の内容、金額及び徴収の時期を記載する（給食や一時預かり（預かり保育）を行う場合はそれらに係る実費等についても記載することが望ましい）。 ・返還の条件等についても必要に応じて記載する。 |
| 6. 利用定員 | 子どもの区分（及び年齢ごと）の定員を記載する。 |
| 7. 利用の開始及び終了に関する事項等 | 入園・退園・転園休園の手続、卒園の要件について記載する。園児の募集時に本説明書を交付する場合は、選考方法を記載する。 |
| 8. 緊急時における対応方法及び非常災害対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・管轄する消防署、警察署等の関係機関の名称等についても記載することが望ましい。 ・緊急時の保護者への連絡方法、避難場所及び園児の引渡しの方法等について |

| | |
|--|---|
| | も記載する。 |
| <p>9. 要望・相談の受付</p> <p>○担当者</p> <p>○受付方法</p> | <p>要望や相談への対応体制及び受付方法等について記載する。</p> |
| <p>10. 保険に関する事項</p> <p>○加入保険の種類</p> <p>○加入保険の内容</p> <p>○補償金額</p> | <p>災害共済給付その他傷害保険や賠償責任保険に加入している場合は、その内容について記載することが望ましい。</p> |
| <p>11. 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項</p> | <p>特に、市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用すること等を記載する。</p> |

<参照条文>

○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）
（抄）

（内容及び手続の説明及び同意）

第 5 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第 20 条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。